

# 千葉県誕生150周年記念事業東京ディズニーリゾート内見学 企画運営業務委託仕様書（公募用）

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する、千葉県誕生150周年記念事業東京ディズニーリゾート内見学企画運営業務の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は、業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者決定後、県が作成する。

## 2 業務委託期間

契約締結日から令和6年8月31日（土）まで

## 3 目的

県と株式会社オリエンタルランドとの文化芸術等に関する包括連携協定に基づき、子どもたちの知的好奇心や思いやりの心を育む「心の育成」を目的として実施する事業である。

## 4 業務委託の内容

見学にあたり、参加校の募集、会場までの送迎、食事の調整、その他調整等を行う。なお、参加する児童の人数や、地域ごとの想定している人数等の情報が必要な場合は県に問い合わせること。

### (1) 参加校の募集手続き

参加校の募集手続きから、受付・取りまとめまでの一連の選定作業を行うこと。また、実施にあたり必要な経費は原則として委託料に含めるものとする。

※ 詳細な方法は、委託者と受託者の協議により決定する。

#### ア 参加校の募集手続き

- ・募集手続きに係る手法（応募フォームを作成する等）を具体的に提案すること。
- ・学校からの問合せ等に対応できる体制とすること。

#### イ 参加校の取りまとめ

- ・各学校からの受付・取りまとめ作業を行うこと。
  - ・受付結果を集計し、速やかに県に通知すること。
- なお、参加校は県が決定する。

## (2) 当日の見学の運営

### ア 児童等の送迎

- ・各学校から会場まで、児童等をバスで送迎すること。
- ・人数や距離に応じて適切な車両を手配すること。  
なお、近隣市町村であれば、複数の学校を経由し、同乗することも可とする。  
また、特別支援学校も応募する可能性がある。肢体不自由者が参加する場合にはリフト付きバス等を手配すること。  
(介助は付添いの職員が行うが、必要に応じて補助すること。)
- ・運転手が適切に休憩を取ることが出来るよう人員に余裕を持った体制とすることとし、休憩に必要な場所は受託者が確保すること。
- ・駐車場代、その他運行経費（人件費・燃料油脂費・車両修繕費・その他運行費）等、本業務の遂行に付随して必要になる全ての費用は委託料に含めることとする。
- ・また、事故が発生した場合は、受託者が責任を持って処理を行うこと。
- ・業務の実施に当たり、官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、必要な手続きを行うこととし、手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。(法令等により手続きの代行が不可の場合はあらかじめその旨を県へ報告すること。)

### イ 食事の調整

アレルギー対応食やペースト食等の要望があった際には会場管理者と、必要な調整を行うこと。

### ウ その他当日の運営

学校ごとの入場時間や食事場所・時間の割り振りを行うこと。  
また、不測の事態が生じた場合は対応すること。

## (3) その他

県、学校、会場管理者等とスケジュール調整等の調整を行うこと。

## (4) 成果品の納品

委託業務終了後、業務実施内容を取りまとめ、電子データ等で、委託期間終了日までに納品をすること。

## 5 業務実施体制・スケジュール

- ・本業務が円滑に実施され、かつ高い効果の獲得が可能な体制を構築するとともに、スケジュールの調整等を行う。
- ・本業務の全体責任者及び各業務の責任者・担当者を配置すること。
- ・責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
  - ※ 変更を要する場合は事前に県と協議し、承認を得ること。
- ・作業スケジュールについて、業務開始に先立ち提出すること。
- ・大まかなスケジュールは以下のとおり想定している。

令和6年2月 5日 募集開始

令和6年2月29日 募集締切・取りまとめ

令和6年3月第3週 結果通知

令和6年5月 見学実施（3日間）

## 6 経費

本業務の実施に要する必要な経費は委託料に含めるものとする。

## 7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

## 8 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、県の求めに応じ実施するものとし、場所については、県の指示に従うものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承認を得ること。
- (4) 県が求める資料を作成の上、提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。